

蔵王町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

第1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

第2 適用範囲

この方針は、本町全ての各課所が発注する物品や役務等（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

第3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等（以下「施設等」という。）は、次のとおりとする。

（1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設に限る。）

オ 地域活動支援センター

（2）「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）に基づき必要な費用の助成を受けている小規模作業所

（3）障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号。

以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子

会社)

イ 重度障害者多数雇用事業所

① 障害者の雇用者数が 5 人以上

② 障害者の割合が従業員の 20 % 以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30 % 以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

第 4 調達の対象品目

町が契約によって調達する物品等のうち、施設が受注することが可能なものを対象とする。

第 5 調達目標

施設等からの物品等の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

第 6 調達の実施

施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、施設等との随意契約による調達に努める。

第 7 調達の推進方法

(1) 保健福祉課は、施設等からの提供可能な物品等の情報について、各所属へ情報提供を行う。

- (2) 各所属は、提供された情報を基に物品等の特性を踏まえつつ、施設等への発注に努める。
- (3) 施設等への発注に当たっては、施設等の提供能力に合わせ、履行期間、納入条件等、適切な配慮を行う。
- (4) 受発注情報の提供や施設等の情報収集などに当たっては、特定非営利活動法人みやぎセルフ協働受注センターが設置している共同受注窓口の活用を検討する。

第8 調達方針及び調達実績の公表

作成した調達方針及び調達した物品等の実績の概要は、毎年度終了後に取りまとめ、町ホームページ等に掲載する方法により公表する。

第9 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、蔵王町保健福祉課とする。

第10 その他

施設等からの物品等の調達推進に資するよう、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。